

○後藤守議長 次，1番藤田謙二議員の発言を許します。

〔1番 藤田謙二議員 登壇〕

○1番（藤田謙二議員） 1番，藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

少子化や人口減少が進行する中，本市においても後期基本計画における重点戦略のトップに，ストップ少子化，若者定住戦略を掲げ，その進行に歯止めをかけるべく，さまざまな取り組みが行われています。しかし，少子化の進行により，複式学級化が進み，小中学校や幼稚園においては統廃合の協議が進められるなど，依然厳しい状況下にあります。

そこで今回は，魅力ある学校づくりといった観点から，教育環境について3項目，また町の活力とにぎわいを取り戻すべく，地域に根差した商工業の振興といった観点から地域産業支援について2項目，合わせて8件について質問をさせていただきます。

まず1つ目，教育環境についてでございます。

近年，学区と言われる，本来通学すべきエリア以外の学校に通う生徒が増加していると聞いています。特に，今年の中学1年生においては世矢小学校を卒業した児童28名のうち，私立中学校へも4名ほど進学しているようですが，指定校である世矢中学校には男子は3名，女子13名の合計16名のみで，ちょうどその半数にあたる8名もの生徒が，隣接の峰山中学校に入学しているといった状況にあります。決して学区外を選択したことがまずいということではなく，このような状況に至った背景をどのように分析し，今後，その課題についてどんな対策を検討していくかが大切なことであると感じています。

学校は地域の象徴であり，統廃合などの対象になることなく，永続的な繁栄を誰もが願っていることと思います。ただ，少子化の進行で学区自体に子どもがいないといった理由での閉校はやむを得ないにしても，子どもはいるのに入らないという状況が続いてしまえば，地域の歴史のシンボルでもある学校の存続に，大きな影響を及ぼすことになってしまうわけであります。そこで市内の小中学校において，指定校変更の現況はどのようになっているのか，お伺いたします。また，変更となった主な理由及びその分析，さらには今後に向け，どのような対策を考えているのかについてお伺いたします。

次に，部活動についてでございます。中学校における部活動は，体力や技術の向上を図るとともに，礼儀や言葉遣いなどを学んだり，練習の成果を試合等で発揮することにより，達成感や成就感，また悔しい思いなどを味わったりすることもでき，さらには一生涯続く友情を築く場となるなど人間形成上，重要な教育的意義を持つ活動でもあります。

しかし，近年の少子化に伴う生徒数の減少により，部員数も減少していることから，従来の部活動の数を維持することが困難となり，部活動を休廃部する学校も増えてきています。一方で個人のニーズが多様化し，地域においてもさまざまなスポーツや芸術，文化活動が行われていることを背景に，新たな部活動を設置してほしいといった要望も聞かれますが，現状では新たな活動を設置することは，非常に厳しい状況であると感じざるを得ません。そこで，このように希望する部活が選択できない状況下，複数校合同部活動方式など新たな環境整備が求められますが，今

後の対策について考えをお伺いいたします。

また、生徒数の減少から学級数が減り、それに伴い、教職員の数もおのずと減少傾向にある中、専門的技術指導者の不足により、十分な指導が困難な状況も生まれてきているのではないのでしょうか。そこで、外部指導者の活用などにより、顧問教師への技術的支援体制の整備が必要であると感じています。外部指導者を制度化することにより、顧問の先生の負担軽減を進める上でも大切な課題であると同時に、サッカー、野球、剣道、音楽などの学校外での指導レベルや普及度の兼ね合いからも、重要な観点であると考えています。そのためには、外部指導者に対する手当など予算措置を確保する必要もあります。既に、愛知県犬山市のように部活動指導員を市費で採用し、中学校部活動を積極的に支援している自治体も出てきています。

茨城県においても、県民のスポーツレクリエーション活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ指導者の登録を行い、地域や職場のスポーツ団体、学校等の要請に応じて適切な指導者を紹介する、スポーツの人材バンクであるスポーツリーダーバンクを設置しており、今年度の4月1日現在、常陸太田市在住の方も、22名が水泳やテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、野球、剣道、弓道など15種目に登録されているようです。そんな状況のもと、市独自のリーダーバンクの整備を推進するなど、外部指導者の活用について考えをお伺いいたします。

続いて、地域の教育力を生かした教育活動についてでございます。部活動の内容とも一部重複するところがございますが、こちらは部活動以外の学習活動全般についての観点からお伺いいたします。

将来を担う児童生徒一人ひとりが目標をもって学習することができるよう、教職員の資質向上を図ることはもちろんですが、学校、地域、家庭が連携し、社会の変化や課題に適切に対応した教育を推進することも必要です。そのためには、地域の人材を生かした教科指導や教材づくりなど、学校運営のサポート体制を図っていくことが大切になってきます。総合計画の中でも特色ある学校づくりという施策の中で、地域の教育力を生かした教育活動を展開すると掲げられていますが、各学校によってその取り組み内容はさまざまかと思えます。そこで、近年増加傾向にあるのか、減少しつつあるのか、主な取り組み内容はどのような分野が多いのかなど、その実績についてお伺いいたします。

また、学習指導要綱の改定に伴い、今年度から、中学校の保健体育の授業で武道及びダンスが必修となることを受け、それぞれの分野の講師を招いて、体育の先生を対象とした実技講習が既に開かれているようでございますが、まさに今回のそのようなケースの学習活動こそ、地域の教育力を生かし、積極的に外部指導者を活用の上、生徒への直接的な指導にも携わってもらうべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2つ目は、地域産業支援についてでございます。

景気回復の兆しが見られつつあった時期に受けた震災によるダメージは、デフレーション経済にあって、本市産業にも一層大きなダメージをもたらしました。とりわけ商工業においては、震災の影響や原発事故後の風評被害により、受注の減少や設備損傷などに対応するための資金繰りの面で、経営を圧迫している事業所も増えてきています。そのような中、金融支援として県内で

唯一、復興関連融資制度に伴う市独自の利子補給金の交付や、プレミアムつき商品券事業への補助などは、市内消費の喚起及び消費者への利便性提供につながるなど、高く評価するところであります。一方で、高齢化や後継者不足などに加え、大型店の進出などにより商店数が減少し、空き店舗が目立つなど、本市の商業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いています。

商いは、継続するか、創業するかのいずれかしか、減少をとめることはできません。本市の商業は、長い歴史の中で脈々と引き継がれており、今もなお、業を営んでいる長寿企業ランキングでは、県内の上位30社のうち、西暦1600年創業である第2位の薬局業を筆頭に、1732年創業の清酒製造業、1789年創業の旅館業、1800年創業のしょうゆ製造業など4社が名を連ねており、ほかにも50年以上の歴史を持つ事業所に至っては、多数存在しております。そんな事業所の皆さんは、地域の発展を支えてきたという誇りと自負のもと、地域や商店会を通じ、有形無形の貢献を重ねてこられているわけであります。

一般的に融資制度というと、企業、創業者向けにはその支援が充実しているものの、事業継承に関する支援は手薄になっていると感じざるを得ません。そこで長く事業を営んでこられた実績に感謝し、敬意をあらわすメッセージとして、業績に応じた事業継承利子補給制度や空き店舗活用など、対象を絞った金利ゼロパーセントの利子補給制度といったインパクトのある、また市として長く事業を続けてもらうことを後押ししているといった姿勢を示す意味でも、復興関連融資制度のときと同様な、市独自の他自治体に先駆けた利子補給制度の新設について考えをお伺いいたします。

そして助成制度についても、若者定住促進や雇用の場を確保すべき企業誘致など、さまざまな若者向けの支援策を考えているように、若者の起業家に対しては、定住につなげるためにも若者起業家支援助成制度など、若者をバックアップしている姿勢を明確に打ち出すような助成制度の新設についてご所見をお伺いいたします。

以上8件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学区についてのご質問にお答えいたします。

初めに、指定校変更の現況についてでございますが、本市の小中学校児童生徒の就学につきましては、教育委員会規則により、児童生徒の居住する区域に応じて、就学すべき小中学校を指定しております。しかしながら、他の学区への転居や、両親が共働きのために帰宅しても保護すべきものがいない、委員会が特別な事情があると認めた場合など、一定の要件に該当する者については、年度ごとに指定校の変更を認めております。平成23年度は小学校77件、中学校45件の計122件について指定校の変更を許可しております。今年度は8月末までに、小学校80件、中学校44件の計128件の指定校変更を許可しております。

次に、指定校変更の主な理由とその分析、今後の対策についてでございますが、今年度の内訳は、小学6年生または中学3年生で、他の学区に転居したことを理由とするものが2件、小学3

年生以下の帰宅後の保護を理由とするものが6件、委員会が特別な事情があると認めた場合が120件となっております。委員会が特別な事情があると認めた場合の具体的な理由につきましては、小学6年生または中学3年生以外の学年において、転居したが友達関係を継続したい、あるいは小学4年生以上で、帰宅後の保護を理由とするものなどとなっております。またその他、希望する部活動が指定校にないためという理由で許可しているものがあり、平成24年度は、世矢中から峰山中への変更が1年生から3年生まで含めて14件、北中並びに水府中から南中への変更がそれぞれ2件の計18件となっております。

今年の世矢小の卒業生は28人おり、このうち世矢中学校に進学したのは16人で、8人は指定校を変更して峰山中に進学し、他の4人は私立学校等へ進学している状況でございます。教育委員会としましても、その動向を大変危惧しているところでございます。これらに対する対応としまして、指定校の変更申請ができるだけ少なくなるよう、昨年度も世矢小において第6学年の保護者会を開催して、世矢中での学校生活内容や魅力を紹介したり、PTA会報に世矢中学校の魅力と題した記事を掲載するなどの取り組みを行ってきているところでございます。

今後は、市内の全ての学校において、学校や地域、教育委員会が一体となり、地域の象徴、または中核的な施設である学校の存続を図るためにも、地域全体で子どもを育成し、地域の学校に就学するという機運の醸成を進めるとともに、就学する地域の学校の魅力アップにも一層努めてまいります。

次に、部活動についてのご質問にお答えいたします。

初めに、生徒数の減少による希望する部活が選択できない現況下、新たな環境整備についてお答えいたします。中学校の部活動につきましては、軟式野球を初め、サッカー、バスケットボールなどの運動部、吹奏楽部などの文化部があり、生徒は何らかの部に所属して活動を行っており、部活動は生徒の体力や技術向上、自主性や協調性などの育成に大きな役割を担っております。

中学校の部活動の種類は、中学校の規模によりさまざま、多いところでは15種あるのに対し、小規模校になるとその半分以下となります。このため、小規模校でやってみたい部活動がない、あるいはスポーツ少年などで習ってきたスポーツを続けられないなどの状況が発生しております。このような課題に対し、茨城県中学校体育連盟が制度を改正し、県内には複数の中学校が合同チームを編成し、大会に出場している例もございます。ただ、構成条件として合同チーム参加を認める競技は、個人種目のないバスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボールの6つに限られ、合同チームは各校とも競技人数を下回った場合のみ編成することができるという制約がございます。今後、その緩和がなされるよう、市としましても県中学校体育連盟に要望してまいります。

次に、外部指導者の活用についての考え方ですが、本年度は太田中学校が県の運動部活動外部指導者派遣支援事業により、弓道部が外部指導者の派遣を受け、関東中学校弓道体育会出場という実績を残しております。今後は県スポーツリーダーバンクを活用するとともに、市内にどのような指導者がいるのかを調査し、各中学校の外部指導者に対するニーズについてもしっかり把握して、専門性や技術面だけでなく、人間的にもすぐれた指導者の情報等を収集し、外部講

師として指導してくださる方々の人材の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域の教育力を生かした教育活動についてお答えいたします。地域の教育力を生かした教育活動の、近年の増減傾向及び活用が多い分野などの実情についてでございますが、本市ではこれまでも学校の教育活動の質を高めるために、各教科や行事等で地域の人材の活用を図ってまいりましたが、さらに特色ある学校づくりを推進するために、平成22年度から未来を拓く児童生徒チャレンジ事業を実施し、地域人材の活用をしやすいようにしてまいりました。また、おもしろ理科先生や租税教室など、県や外部機関の事業による人材も、学校のニーズに応じて積極的に活用しているところでございます。

例えば、総合的な学習の時間における植物栽培や体験学習、特別活動や保健の時間における防犯教室や性に関する指導、携帯、ネットに関する指導などで活用しているところでございます。小学校においては、国語や読書の時間での読み聞かせ等が最も多く活用している状況でございます。さらに音楽や図画工作、理科実験などの専門的な技術を必要とする強化などにおいても、専門性を持った指導者を招いて、学習指導の質を高めているところでございます。一方、学習指導要領で必修化された武道やダンスの指導技術を高めるため、外部の人材を活用して研修に努めてきたところでございます。

教育活動における地域人材の活用につきましては、各学校の教育活動の質が高まるようにすることが非常に大切でありますので、意図的、計画的に年間指導計画に位置づけていく必要がございます。今後とも、教職員の専門性を越えて指導内容を充実させたい分野や、専門家の技術を体験的に学習させたい内容など、学校や地域の実態とそのニーズに応じて、適切にかつ積極的に活用していけるよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 産業部長。

〔井坂孝行産業部長 登壇〕

○井坂孝行産業部長 地域産業支援について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目の融資制度の充実につきましては現在、本市経済を取り巻く状況はこれまでにない厳しい状況下にあることから、中小企業者への金融支援としまして、中小企業金融制度において信用保証料の全額負担や、低利貸し付けを受けるための市内金融機関への預託などに取り組んでいるところであります。なお、この制度の昨年度の利用件数は53件で、2億596万円の融資となっております。

また、東日本大震災において被災された中小企業の方々へ支援を行う、常陸太田市中小企業災害復興融資利子補給金交付金制度につきましては、2年間補給する制度であり、昨年度は、214事業者に931万5,000円の利子補給を行っております。なおこの制度は、議員ご発言のとおり、県内市町村で本市のみが取り組んでいるという状況であります。今後におきましても、市町村中小企業金融制度について継続支援を行うとともに、市商工会と連携を図り、事業継承者を含めた中小企業者等に有効な支援策を、引き続き研究してまいります。

2点目の助成制度の新設についてのご質問にお答えいたします。本市では若者定住促進、雇用の場の確保として、企業誘致を推進しているところであります。また、空き店舗対策と、起業家

支援としまして、平成18年度に県の補助を受け整備しました鯨ヶ丘地区のチャレンジショップへの家賃補助や、鯨ヶ丘商店街の空き店舗改修費補助等の助成を行っているところであります。平成14年度から現在までに、20件近い空き店舗への出店となっております。今後につきましては、若者等を含む起業家に対するサポート体制を、市商工会と連携し、助成制度などを含めた協議、検討を行い、支援体制を図ってまいります。

以上です。

○後藤守議長 藤田議員。

〔1番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○1番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。

それでは2回目の質問をさせていただきます。大項目1の（1）①についてですが、現況の人数については理解をいたしました。そこで再質問ですが、現在の学区のエリアについては、区域の見直しや廃止などといったような内容の協議等は、近年行われた経緯はあるのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 学区につきましては、新しい市になってからは見直しを行った経緯はございません。学校統合に伴う学区の見直しについても、平成18年に常陸太田市学校施設検討協議会の答申で、現在の学区を維持する答申を受けましたものですから、この答申、考え方を前提として進めてまいりました。今後はさらに児童生徒数の減少が進み、学校統合を行っても適正な学校配置が困難となることが考えられますので、将来設置する学校施設検討協議会などで、検討事項として上げてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） わかりました。そうすると、今後は見直し等も考えていくということでは理解をいたしました。全体的には年々児童生徒数が減少傾向にある中、指定校変更が増加しているということは、割合的に見ても増えつつあるということでもありますし、ここは注視すべき点であると感じています。

では、②に移ります。変更の主な理由のうち、委員会が特別な事情があると認めた場合の割合が、非常に先ほどの答弁の中で多かったわけでありまして、希望する部活動が指定校にならぬという理由も多く見られました。答弁いただいたように、今年は8月末までに、128件もの児童生徒が指定校変更を許可されているということで、ある意味、学区の縛りというものが依然から比べると緩和され、ある程度自由な選択が可能になってきているのかなというふうにも捉えられるのですが、その辺いかがでしょうか。再度お伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 小中学校の指定校変更のうち、委員会が特別な事情があると認めたケースは、議員ご指摘の部活動ばかりでなく、最近では友人関係や児童の保護など、児童生徒の実情や家庭の事情を考慮し、1件1件個別に審査した上で許可、不許可の判断をしております。その結果として、従来よりも数が増加していると捉えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） 1回目の質問でも述べていましたように、学校の地域における役割や意義というものは大変大きいものがあります。ですから、保護者と地域、教育委員会が一緒になって、いま一度学区のあり方など今後の方策について、しっかりと協議をしていってほしいと要望をいたしておきます。

それでは次に、（2）部活動についての①に移ります。希望の部活動が選択できない環境が、前述の学校選択にまで影響しているということもあるわけですから、早急な対応が求められると感じています。答弁いただいたように、県内でも既に複数の中学校が合同チームを編成し、大会に出場している例もあるということですが、本市においては、これまで複数校合同部活動方式などの導入については検討がなされているのか、お伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 複数校合同部活動方式などの導入につきましては、中学校体育大会への合同チームの出場について、第1回目のご答弁で申し上げましたように、個人種目のないバスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボールの6つの競技に限られ、なおかつ、合同チームが各校とも競技人数を下回った場合しか編成できないという制約がございます。しかしながら、児童生徒数の減少に伴うのは、近隣の市町村においても同じような問題が生じてきております。このような事情におかれている市町村と積極的に連携を図りながら、今後、県中学校体育連盟に強く要望してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） この問題は、先ほどの学区の問題と深いかわりを持つものでありまして、優先する順序として指定校変更を認める前に、まず検討すべき課題であるというふうに私は感じています。指定校には籍をしっかりと置いた上で、希望の部活動がない場合は隣接の学校と連携、協力の上、部活動のみ合同で行うといった方式を考えていかないと、今後、小規模校を中心に、さらに深刻な問題となってしまうと危惧するところであります。

参考までに兵庫県三木市では、公立中学校の部活動等の活性化指針の策定に当たり、新しい枠組みを検討するために、学校関係者、PTA会長代表者、保護者代表者、地元総合スポーツクラブ代表者等で構成する中学校部活のあり方検討会を発足し、協議の上、策定したそうであります。

その具体的な内容ですけれども、複数校合同部活動方式とって、部員不足のため十分な活動ができない場合、複数の学校の部員が合同で練習したり、大会に参加したりする方法。拠点校方式とって、市内のある中学校を拠点として部活動を行い、自校にその部活動がない学校の生徒が拠点校に集まって活動を行う方法。連携校方式とって、2校間において自校に希望の部活動がない場合、希望する部活動を行っている一方の学校に行き、活動を行う方法。さらには、総合運動部方式とって、複数の競技種目を生徒の希望や季節等に応じて実施する方法などさまざまな方法を導入して、合同で練習を行い、大会等に参加できるようにするといったものであります。

ぜひ今後、少子化の進む過疎地域ならではの解決策を見出し、平成20年3月に告示された学習指導要綱においても、部活動が学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと正式に明記された経緯も踏まえ、どうか指定校を変更せずに部活動のできる環境整備

の検討を要望いたします。

次に、②の外部指導者の活用については、学校教育の一環という位置づけの部活動でありますので、決して勝利至上主義では困りますけれども、答弁いただいたように、関東大会出場という実績を残した事例もあるように、戦績にまで好影響を与えているという効果も期待できるわけがありますので、人材の発掘や必要に応じた派遣について検討いただきたいと要望いたします。

そこで、1点お伺いいたします。これまで外部講師に対する手当というものは、一定の基準など制度化はなされているのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 現在のところ、市教育委員会では、外部指導者に対する手当や謝礼についての一定の基準は定めておりません。今後、外部指導者の円滑な活用を図るためにも、教育委員会と中学校が協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） ぜひ、今答弁があったように、今後、外部指導者活用を検討される際には、予算措置も含めて検討いただきたいと要望いたします。

また、人材発掘という観点から言えば、定年を迎えた方々や、時間の比較的融通のきく職業の方々に目を向けがちでありますけれども、実は身近なところにも、私はすばらしい才能を持ったすぐれた方々が集まっている職場があると思っています。まさに、この市の職員の皆さんであります。スポーツや文化の両面で、若手からベテランまで幅広い人材がそろっているわけですから、ぜひ職員も人材発掘の対象として考えていただければと感じています。これは意見としてでございます。

次に、（3）につきましては理解をいたしました。ぜひ今後とも、必要に応じて適切かつ積極的な活用をお願いいたします。武道やダンスについては指導者対象の研修に加え、授業での技術的指導のサポートにも活用できるような体制づくりも考慮の上、検討していただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

続いて、大項目2（1）①については、事業継承者を含めた中小企業者等の振興に有効な支援策を研究いただけるということですので、ぜひ期待をいたしております。同じく（2）につきましても、若者等を含む起業家に対するサポート体制や助成制度について、協議、検討の上、支援いただけるということですので、ぜひ実現に向け、期待をしております。

空き店舗などの解消に向けては、もはや出店希望者があらわれるのを待つという受け身の対応ではなく、企業誘致同様、今後どんなまちをつくっていくのか、そのためにはどういった業種、業態の店舗があったほうがよいのかを検討した上、積極的に誘致をするといった攻めの姿勢で臨んでいかなければ、なかなか進展しないと感じています。企業のみならず、店舗であっても雇用の創出につながるわけでありまして、規模の大小の違いはあるものの、同じ事業所であるわけです。逆に言えば、今、若者に魅力のあるまち、魅力のある店というものは、もはや大型店舗ではなく、小ぢんまりとしながらも、こだわりの感じられるまちや店ではないでしょうか。

栃木県宇都宮市内に、もみじ通りという空き店舗の多い、商店会も既に解散してしまったよう



な通りがあります。そんな通りに最近異変が起き、市内外から若者を中心に多くの人を訪れるようになったそうで、その理由はというと、立て続けに4件もの空き店舗に、30代という若者の経営するしゃれた店舗がオープンしたからだそうであります。メディアで取り上げられたことも後押しとなったようではございますけれども、こんな店舗があったほうが良いという具体的な計画のもと、その業種のオーナーを一本釣りしたようでありまして、まさに誘致方式でうまくいっている事例であります。

仮に同じような状況のもとで、出店依頼をこの常陸太田で持ちかけたときに、常陸太田は若者定住支援策に加え、若者起業家支援まで行って若者を応援しているんだということで、さらに誘致に際し幅が増え、いろいろな可能性も高まっていくものと考えておりますので、ぜひ前向きに検討いただけるよう要望をいたします。

最後に総括的な要望としまして、よく新たな事業や施策を検討する際に、ややもすると、他の自治体での事例や前例はといった入り口から入りがちでありますけれども、それぞれに環境であったり、いろいろなバックボーンが違うわけでありまして、必ずしもほかで成功した事例が同じにうまくいくとは限りません。これまで、常陸太田ならではの独自の施策を幾つも掲げてこられていると思いますけれども、いま一度確認の上、ほかに前例がない施策ほど打ち出す勇気を持っていただき、他の自治体が後々視察に見えるような、そんな取り組みに期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。